

## 第1回意見聴取会議における各委員等の発言内容（要旨）

### ○ 京都市条例改正案について

#### 【A委員】

- ・ 全国的に交通事故の発生状況や自転車事故の発生件数は減少傾向にあり、京都府でも同様の傾向にあるが、全交通事故に占める自転車事故の割合に大きな変化はなく、2割前後で推移しており、対自転車事故件数は、平成23年から平成27年で1.7倍に増加しているのが現状。また、交通事故を起こす割合は24歳以下の若年層の方が高く、被害者は20歳以下の若年層と65歳以上の高齢者層に高い傾向がみられる。さらに、自転車事故の高額賠償事例が発生している。
- ・ 京都市では平成22年に京都市自転車安心安全条例を制定し、自転車利用者、レンタサイクル事業者について、自転車損害保険等への加入努力義務を規定したが、自転車事故をめぐる状況や今後の高齢化社会の進展など環境の変化を踏まえ、万一交通事故が起こった場合に備えて自転車向け保険加入の義務化を進めることとした。
- ・ 自転車に登録制度がなく、保険の加入証明書の常時携帯が困難で保険に加入しているかどうかの確認が出来ないことから、義務化導入先行府県の場合と同様に罰則は設けないが、自転車利用者とレンタサイクル事業者、業務として自転車を利用する事業者を義務化の対象とするなど、全国初となる様々な対策を講じることによって実効性を確保していきたい。

### ○ 自転車保険の現状等について

#### 【aオブサーバー】

- ・ 全国的に自転車事故の高額賠償事例が報道されているが、京都府内においても2、3千万円の賠償事例がある。高額賠償をめぐる裁判にもなっているが、保険会社が把握しているのは、自転車保険などに入っておられる方の実態にすぎない。
- ・ 個人のお客様の場合、加入されている火災保険や自動車保険の個人賠償責任特約が自転車事故に適用されるということを知らない方も多いため、自転車保険の御案内をさせていただく際には、保険が重複しないように特に気を付けている。たとえば、自動車保険に特約を付ければ同居の家族全員が対象となり、何台自転車があっても、年に1500円ぐらいの追加料金で済む。怪我がなく、自転車の修理ぐらいならば賠償金も5～10万円で収まることが多いが、自転車と高齢者が衝突したような場合には治療期間が長くなるため、入院・通院費だけでも100万円を超える場合もあり、こうした事故も決して少なくない。自転車と車との物損事故の場合、大きな金額にこそならないが、10万円以下で収まることは非常にまれだ。
- ・ 企業さんの場合、自転車通勤されておられる従業員の保険加入状況についてほとんど把握されておらず、自転車保険自体の認知度も低いと思われる。しかし、仕事で自転車を使った場合の事故に備えるなら、施設賠償責任保険に加入する必要がある。業務として銀行や郵便局へ行くために個人の通勤用自転車を使用した場合であっても事業所の責任となるので、施設賠償責任保険の対象となるし、通勤途上で事故が発生した場合に、その自転車が業務でも使用されている場合には、責任はもちろん個人にあるが、事業所が責任を問われるケースもある。

## ○ 保険加入義務化の是非について

### 【B委員】

- ・ 自転車保険の加入は義務化すべき。この会場に来る途中で3回自転車に怖い目に遭わされた。また、自転車同士が歩道上で衝突する可能性もあり、自転車の保険義務化は是非進めていただきたい。
- ・ 子供の自転車であっても速度は出るし、電動アシスト自転車も速度が出ることから、全ての自転車を対象に義務化を進めて欲しい。

### 【C委員】

- ・ 現場で自転車の啓発指導などをしてるが、マナーの悪い自転車をよく見掛ける。いつ事故が起きてもおかしくないといつも心配している。だからこそ絶対に保険加入を義務化すべきだ。

### 【D委員】

- ・ 自転車軽自動車商協同組合では、すでに保険加入義務化を前提に行動を始めている。府内における組合員の店では、来年の2月ぐらいから自転車の保険を取り扱う予定だ。現在のほとんどの店舗でT Sマーク保険を取り扱っているが、保障に一定の制約があるため、小さな事故も含め、全ての事故に対応できるような保険への加入を勧めることを前提にやってほしい。
- ・ 義務化をする、しないというよりも、義務化することを前提にすべきだ。先行府県の良いところ、悪いところをよく把握して、他府県の良いところを取り入れれば良い。

### 【E委員】

- ・ 基本的に自転車保険の義務化には賛成だ。子供からお年寄りまで、自転車利用者の誰もが被害者にも加害者にもなりうる状態であり、努力義務から義務化へと進めるべきだ。
- ・ 実際、たくさん事故が発生して、高額な賠償責任が発生しているのが現状であり、自転車は車と同様の危険な乗り物だという意識を持って必ず保険に入り、安全に乗車することが必要で、保険加入義務化を打ち出し、実効性の確保のために広報を行い、府民の意識を変えていくためにも義務化は必要だと考える。
- ・ ただ、罰則がないため、自転車利用者全員に保険加入を求めていくためのいろいろな対策・施策を講じていく必要がある。

### 【F委員】

- ・ 皆さん、義務化にはおそらく総論賛成で、反対する人はいないと思う。
- ・ 条例で義務化した場合、府は保険加入100%にさせるための努力、取組をしていく必要がある。義務化後何年か経って、自転車事故を起こした人が保険に未加入で、被害者が十分な保障を受けられなかった場合、府として責任も問われるのではないかと。府もそうしたこともよく考えて、様々な施策を展開していく必要がある。

## ○ 義務化を進めていく上での課題

### 【G委員】

- ・ 保険加入の実態把握というのは、いろんなタイプの保険があり、自転車保険に加入していても、自分が気づいていない、意識をしていないといった問題が現にある。保険のシステム自体を分かっていない状況もあり、そのあたりを周知していくシステムづくりも必要だ。
- ・ 条例を改正するのであれば、どこまでの範囲を義務化し、どのような保険に入る必要があるのかをきちんと府民に示す必要がある。

### 【H委員】

- ・ 自転車に対する意識を変えることは非常に大事だ。保険の内容を吟味して、なぜ自転車保険に加入しなければならないのか、刑罰的な部分も併せて整理すること。また、保険の加入の仕方や保険切れ防止対策などの課題もあり、これらをきちんとクリアできるようなシステムを構築する必要がある。